

●香川県告示第120号

香川県証紙条例施行規則（昭和39年香川県規則第23号）第7条第1項の規定により、香川県証紙の売りさばき人から次のとおり所在地の変更の届出があった。

令和4年3月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 変更年月日

令和4年1月19日

2 所在地

変更前 東京都渋谷区代々木二丁目2番1号

変更後 東京都豊島区東池袋四丁目5番2号

3 名称

株式会社アイヴィジット

4 売りさばき場所

高松市サンポート2番1号 高松シンボルタワー タワー棟2階 香川県パスポートセンター内